

平成 19 年 5 月 11 日(金)

境川流域総合治水対策協議会事務局

愛知県建設部 河川課 計画グループ

大河内・稲吉(内線 2729・2730)

ダイヤルイン 052-954-6555

愛知県建設部 下水道課 公共下水道グループ

古田・牧野

第 2 1 回境川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成 19 年 5 月 11 日に開催された、境川流域総合治水対策協議会・委員会(名古屋市始め 9 市 3 町及び県にて構成)において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1. 流域対策の進捗状況について

境川流域の各市町は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(約 21 万 m³)を、「流域対策緊急 5 ヶ年計画」(平成 13 年 5 月 8 日策定)として定め、平成 17 年度末までに目標整備量を達成したことを確認した。

境川・猿渡川流域における流域対策の実施状況及び進捗状況等について確認した。今後も引き続き、雨水貯留浸透施設等の整備を進め、浸水被害の軽減を図っていくことを確認した。

2. 河川事業の実施状況について

境川・逢妻川・猿渡川の河川改修事業の実施状況及び進捗状況について確認した。今後も引き続き、県と各市町との連携を密にして事業促進を図っていくことを確認した。

【背景】

境川・猿渡川流域(流域面積 264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和 58 年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約 52%に達し、計画想定値の 50%を上回り、開発に伴う必要対策量約 300 万 m³に対し、平成 18 年度末で約 152 万 m³(約 51%)にとどまっている。

平成 16 年 12 月 10 日の第 17 回の協議会・委員会で境川流域整備計画の見直しに向けた主要な方針として、以下の4点が合意されている。

境川、逢妻川及び猿渡川において河道掘削などの河川改修を推進すること。

ため池及び農地を適正に保全すること。

特に、遊水機能の保全に向け、適正な土地利用に努めること。

「緊急五ヶ年計画」以降も、引き続き、流域対策を推進すること。

平成 19 年 3 月 23 日の第 20 回境川流域総合治水対策協議会・委員会では以下が合意された。

「特定都市河川浸水被害対策法」を境川・猿渡川流域へ適用することとし、同法第 4 条に基づく河川、下水道等を含む総合的な浸水被害の防止を図る「流域水害対策計画」の策定作業に着手する。また、法の指定時期については、流域水害対策計画の策定作業の進捗に基づき協議会において判断する。」

河川整備計画 - 河川管理者が河川法に基づき、今後 20～30 年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

流域水害対策計画 - 河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後 20～30 年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

表 - 1 境川・流域対策全体進捗状況

市町村名	必要対策量		H17末 対策状況			H18末 対策状況		
	流域整備計画	流域開発に対する必要 対策量(H17末)	緊急五ヶ年計画 に基づく対策量	緊急五ヶ年計画 以外の対策量	対策率	対策量	総対策量	対策率
	A	B	C	D	(C+D)/B	E	F=C+D+E	F/B
	(m3)	(m3)	(m3)	(m3)	(%)	(m3)	(m3)	(%)
刈谷市	208,200	368,068	26,616	74,535	27%	0	101,151	27%
豊田市	175,200	710,052	49,236	290,543	48%	0	339,779	48%
安城市	84,000	173,959	0	113,924	65%	0	113,924	65%
大府市	126,600	434,784	54,706	223,232	64%	468	278,406	64%
知立市	208,800	190,444	8,433	45,837	28%	15,560	69,830	37%
豊明市	76,200	289,476	47,700	118,556	57%	2,500	168,756	58%
東郷町	61,200	201,484	115	72,266	36%	0	72,381	36%
東浦町	49,800	186,152	0	112,016	60%	17,000	129,016	69%
三好町	167,400	443,337	41,090	209,905	57%	0	250,995	57%
合計	1,157,400	2,997,756	227,896	1,260,814	50%	35,528	1,524,238	51%

(A) 流域整備計画必要対策量

総合治水対策協議会がS58.8.23に定めた「境川流域整備計画及び実施要領」に規定した計画値で、当時の市街化区域内の未利用地の面積(ha)に600を乗じて算定したもの

(B) 流域開発に伴う必要対策量

S55から現在までに、市街化調整区域を含め、開発された面積(ha)に、流域整備計画値と同様に600を乗じて算定したもの

(D) 流域対策量

S58の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量(緊急五ヶ年計画を除く)